

総合福祉部会 第5回	
H22.7.27	参考資料8-1
山本委員提出資料	

総合福祉部会の今後の進め方および課題について

山本眞理

前回の議論を踏まえ以下を提案します

1 総合福祉部会は総合福祉法（仮称）の条文作りを目的とすべきである

前回突然条文は作らないという座長発言に驚いたが、私自身は総合福祉法（仮称）の条文を作ることが目的と理解して構成員となった。千葉県条例であれ、障害者権利条約であれ、NGO、障害者その他市民の手で作上げたものであり、何らかの資格がなければ法律が作れないということはない。

さらにわれわれ自身が条文を作ることにより、誰にもわかりやすい、シンプルで使いやすい法律を作り上げることができる

先に公表された計画と平行して直ちに条文起草委員会を立ち上げ、項目作りに着手し、その中で論点の議論を取り入れて充実化していく作業をすべきである

2 月1回の会議で、分担したチームの議論を進めるのには時間的に無理があり、かつ相互の議論時間も保障されないので、課題別分担チームの議論および条文起草委員会については、部会が開かれる間もメールを通じた議論を重ねて準備していくべきと考える。条約作成過程では特別委員会の間もメールで議論を重ね特別委員会への準備を積み重ねてきた。

開かれた議論とするため、構成員以外は投稿できず、メールのやり取りは公開するという形式のメーリングリストを作り議論を重ねれば、公開も可能である。

費用もまったくかからず、交通費も不要である